

埋蔵文化財届出・調査手続きフローチャート(届出書の記入方法などは別紙「土木工事などによる埋蔵文化

財の取扱について」(文化財保護グループ窓口及び本課HPにて配布)をご参照または本グループへお問合せください)

法＝文化財保護法

※届出書・各依頼書・同意書は施主
や土地所有者の押印は不要

事業者 (施主)

事業計画

埋蔵文化財
包蔵地

範囲内

文化財保護グループ窓口または本市HP「かわちーず」内
の「文化財包蔵地」にて範囲確認。高野街道などの街道は
敷地が街道に接していれば包蔵地扱い。範囲内・包蔵地
外で敷地面積が 500 m² 以上の場合、調査済みかも要確認

埋蔵文化財
包蔵地

範囲外

範囲確認

周知の埋蔵文化財包蔵地

※「届出不要区域」は届出不要

※開発地全域が試掘済
みなら原則試掘不要

事業の実施

大阪府 HP ※本課HPにリンク有
「周知の埋蔵文化財包蔵地内で
土木工事などを行う際の届出」参照

府内の遺跡範囲地図や
届出書類掲載

500 m² 未満

500 m² 以上

提出 (1 部)

試掘調査依頼書

提出

※試掘調査依頼書は本課HP
よりダウンロード可

提出 (2 部)

埋蔵文化財の発掘の届出について

工事着手 60 日前までに
大阪府教育委員会教育長に届出

提出

法 93 条

公官庁などが施主の公共
工事は法 94 条通知

河内長野市教育委員会 社会教育第 2 課 文化財保護グループ(市役所 7 階)

提出

大阪府

1 部を大阪府へ提出
1 部は市で保管

大阪府回答

指示回答

提出から 1～2 ヶ月

試掘調査

遺跡の発見

なし

あり

発見届出書
法 96 条

慎重工事

工事立会

発掘調査

(過去に調査済み等)

(立会調査、工事着手中に立会)

提出 (1 部)

埋蔵文化財発掘調査依頼書

確認調査

※本課HPよりダウンロード可。範囲確
認時に未調査の場合、93 条届出と同
時提出でも可

遺跡なし

遺跡検出

確認書

保存協議

個人住宅
(公費負担)

開発事業
(原因者負担)

覚書締結

発掘調査

記録保存

指定文化財

文化庁
大阪府
河内長野市

計画変更

保存協議

重要遺構の検出

(特例)

事業者 工事着手

※包蔵地内で調査済みの場所で再度工事をおこなう場合もその都度、届出書の提出が必要(宅地造成後の注文・分譲住宅建設時も含む。宅地造成時に分譲住宅分も同時に届出し調査済みの場合は不要) ※施主と土地所有者が異なる場合、土地所有者用「発掘調査同意書」(1 部、本課HPよりダウンロード可。発掘・試掘依頼書に添付)も提出が必要 ※公費負担調査の場合、発掘・試掘調査依頼書が申請書代わり